

工場立地法の届出(手引き)

1. 届出の対象となる工場(=特定工場)

業 種	製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)
規 模	敷地面積 9,000㎡ 以上 又は 建築面積 3,000㎡ 以上

2. 届出が必要な場合

新 設 (法第6条第1項)	1. 特定工場を新設する場合 2. それまで特定工場に該当しなかったものが、敷地、建築物の増設等により、特定工場の規模に該当する場合	事前の届出 ※工事着工の90日(最短30日)前まで
変 更 (法第8条第1項) (附則第3条第1項)	1. 製品(業種)の変更に伴い次のいずれかに該当する場合 ① 日本標準産業分類の他の3桁分類に属する業種となるとき(業種の廃止又は追加の場合を含む。) ② 準則値が変わるような業種の変更が行われるとき 2. 敷地面積が変更となる場合 3. 建築面積が変更となる場合 4. 生産施設面積が増加となる場合 5. 緑地、環境施設の面積が減少する場合	
届出不要の場合	・生産施設の撤去のみを行う場合 ・緑地面積または環境施設面積の減少を伴わず、新たに緑地または環境施設を設置する場合 ・生産施設以外の施設(事務所・倉庫等)を新設または増設する場合 ・修繕に伴い増加する生産施設の面積の合計が30平方メートル未満の場合 ・緑地の減少が10平方メートル以下の場合 ・代表者の氏名の変更	
氏名等の変更 (法第12条第1項)	1. 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更となる場合	事後の届出
承 継 (法第13条第3項)	1. 特定工場の全部を譲り受ける場合 ・ただし、一部を譲り渡した場合は法第8条の「変更」届出、 一部を譲り受けた場合は法第6条の「新設」届出が必要	

※届出は90日前までが基本ですが、短縮申請により30日前までとすることができます。

3. 環境施設面積率(緑地面積率を含む)

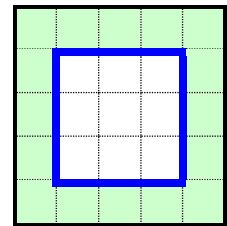
例) 工専の場合、環境施設面積率10%以上(うち5%以上を緑地)が必要です。

区 分	対 象 区 域	面積率の割合
環境施設面積率 (うち緑地面積率)	工業専用地域	10/100(うち緑地面積率 5/100 以上)
	工業地域	10/100(うち緑地面積率 5/100 以上)
	準工業地域	15/100(うち緑地面積率 10/100 以上)
	その他の地域	25/100(うち緑地面積率 20/100 以上)

工場立地法施行日(昭和49年6月28日)以前に設置されている工場(既存工場)については緩和措置があります。なお、準則にかかる複雑な計算を用いる場合がありますので、詳しい内容については、お問い合わせください。

4. 5分の1ラインについて

緑地を含む環境施設については原則として敷地面積の25%を設置する必要がありますが、そのうち15%以上については敷地の周辺部(右図の着色部分)に設置することとなっています。その目安として描くのが「5分の1ライン」です。敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ内周の線のことです。



※例えば、敷地面積が10,000㎡で、設置すべき環境施設面積が25%相当分の2,500㎡とすると、そのうち1,500㎡(敷地の15%相当分)以上を周辺部に設置する必要があります。



5. 緑地、環境施設についての主な留意点

○重複緑地の取り扱い

緑地の中で、『「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複する土地(パイプの下の芝生、駐車場の緑地等)』、『建築物屋上等緑化施設(屋上の緑地、壁面の緑地等)』の2つをいいます。重複緑地については緑地面積率の50%、つまり設置すべき緑地面積が20%の場合、工場敷地の10%以内の面積であれば緑地としてカウントすることができます。なお、重複緑地のうちこれ(工場敷地の10%分)を超える分の面積については「環境施設」として扱うことになります。

※例えば、設置すべき緑地面積が20%相当分の2,000㎡とすると、その50%相当分(1000㎡)までは、重複緑地を緑地として扱うことができますが、それをを超える分については環境施設として扱います。

6. 生産施設面積率

区分	摘要	敷地に対する面積率	面積の算定	
生産施設	◆下記の業種(第1種~第7種)にかかる工場建屋または屋外プラント 【工場建屋】 製造工程等にかかる機械又は装置が設置される建築物 【屋外プラント】 屋外の機械又は装置などの生産プラント		【工場建屋】 建築基準法施行令に定める水平投影面積 【屋外プラント】 水平投影図の外周によって囲まれる面積	
		業種	上限	※下記の業種につきましては工場立地に関する準則の改正(平成27年5月25日)により生産施設の設置基準が65%になりました
	第1種	◎化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ◎石油精製業 ◎コークス製造業 ◎ボイラ・原動機製造業	30%	・製材業、木製品製造業(一般製材業を除く) ・造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)
	第2種	◎伸鉄業	40%	・非鉄金属鑄物製造業 ・一般製材業
	第3種	◎窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・陶磁器関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45%	・農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く) ・繊維機械製造業
	第4種	◎鋼管製造業 ◎電気供給業(太陽光発電を除く。)	50%	・建設機械・鉱山機械製造業
	第5種	◎でんぷん製造業 ◎冷間ロール成型形鋼製造業	55%	・冷凍機・温湿調整装置製造業 ・潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
	第6種	◎石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。) ◎高炉による製鉄業	60%	
第7種	◎その他の製造業 ◎ガス供給業 ◎熱供給業	65%		

7. 生産施設についての主な留意

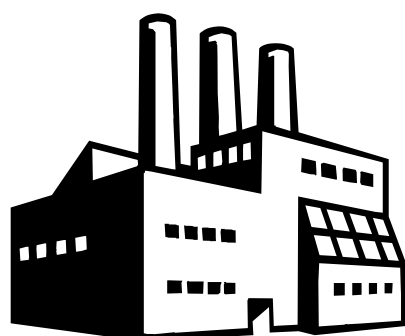


○工場建屋（製造工程等にかかる機械又は装置が設置される建築物）とは

原材料に最初の加工を行う工程から最終の製品ができあがるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置が設置される施設及びこれらに付帯するボイラー・コンプレッサー・自家発電施設・ポンプ等の用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいいます。

○生産施設に該当しない主な施設

- ・独立した事務所、研究所、食堂等
- ・独立した倉庫関連施設としての原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場、タンク等の貯蔵のためのもの（ただし、半製品又は中間製品のタンクや倉庫で製造工程の区画内にあるものを除く）
- ・生産工程から独立した出荷、輸送関連施設（ただし、生産工程の一環として製品の包装・梱包（箱詰、瓶詰、袋詰）を継続して行う施設を除く）
- ・受変電施設
- ・用水施設
- ・公害防止施設（自らの工場における排出物を処理するための施設）
- ・独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室（ただし、製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室を除く）
- ・地下に設置される施設



工場立地法の届出に必要な書類

区分	No	届出書類	新規	変更
新設・変更	1	特定工場新設(変更)届出書(一般用) 《様式第1》	◎	◎
	1'	特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用) 《様式B》	◎	◎
	2	特定工場における生産施設の面積 《別紙1》	◎	○
	3	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 《別紙2》	◎	○
	4	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置 《別紙3》	△	△
	5	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 《別紙4》	△	△
	6	事業概要説明書 《様式例第1》	◎	○
	7	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図 《様式例第2》 図面	◎	○
	8	特定工場用地利用状況説明書 《様式例第3》	◎	◎
	9	特定工場の新設等のための工事の日程 《様式例第4》	◎	◎
	10	特定工場の新設(変更)の趣旨説明書	◎	◎
	11	準則計算表 《例1》	※昭和49年6月28日に既に設置されていた工場(既存工場)を有する場合に必要	
	12	準則計算推移表 《例1》		
13	工場立地法遅延理由書	※やむを得ず届出が着工30日前を経過する場合に必要		
氏名等変更	14	氏名(名称、住所)変更届出書 《様式第3》		
承継	15	特定工場承継届出書 《様式第4》		
廃止	16	特定工場廃止届出書		

◎・・・提出が必要な書類

○・・・変更内容等により提出が必要な書類

△・・・特定工場の設置箇所が工業団地内である場合に必要書類

◆代理人による届出が必要な場合については、委任状を添付すること。

◆実施制限期間(通常90日間)の短縮を希望する場合は、「特定工場新設(変更)届出書(一般用)《様式第1》」にかえての「特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)《様式B》」を提出すること。

◆「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図 《様式例第2》」については、様式例第2の備考欄で示す指定の縮尺で作成すること。

◆届出書類の書式については、太田市ホームページ(産業ミライ推進課)よりダウンロードできます。

【工場立地法の届出にかかる問い合わせ先】

太田市 産業環境部 産業ミライ推進課(市役所5階)
〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
電話 0276-47-1850(ダイヤルイン)